

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年2月5日認可した。

平成28年2月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中三谷排水路地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上林上井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平井出水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西原地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）出井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）世中地区
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上中徳地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）戸石中地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）植松下池地区
高松市東植田土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業（農道事業）下司中道地区